

「福島県原子力損害対策協議会」
原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望・要求活動
【結果概要】

□ 日 時 平成26年9月11日（木） 13：30～16：40

□ 要望(要求)者 会長代理 福島県副知事 村田文雄
副会長 福島県商工会連合会 会長 轡田倉治
JAグループ 東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会 副会長 結城政美
福島県町村会、双葉地方町村会 代表 松本幸英(楡葉町長)
福島県市長会 常務理事兼事務局長 小松信之

□ 要望(要求)先 文部科学省 大臣政務官 山本ともひろ
経済産業省 副大臣 高木陽介
復興庁 事務次官 原田保夫
東京電力株式会社 代表執行役副社長 石崎芳行ほか

□ 要望(要求)項目

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 避難指示等区域に対する賠償<ol style="list-style-type: none">(1) 被害の実態に見合った賠償(2) 長期間にわたる帰還不能に伴う精神的損害の一括賠償(3) 避難指示解除後の賠償が継続する「相当期間」(4) 住居確保に係る損害の賠償(5) 営業損害に係る賠償(6) 財物損害に係る賠償(7) 精神的苦痛、生活費増加費用、就労不能損害等に係る賠償2 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償3 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介4 風評被害に係る賠償5 除染等に係る賠償6 自主的避難等に係る賠償7 地方公共団体に係る賠償8 消滅時効への対応9 賠償金の税制上の取扱（国のみ）10 生活再建と住民帰還に向けた政府による復興政策等の確実な実施（国のみ） |
|---|

□ 内 容

会長代理から国、東京電力に要望(要求)書を手交し、原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望(要求)を行った。

対応者等の発言内容は以下のとおり。

1 文部科学省（対応者 大臣政務官 山本ともひろ）

13:30～13:45 文部科学省東館11階大臣政務官室



【会長代理（副知事）】

- 特に2点を要望する。

＜避難指示解除後の賠償が継続する「相当期間」＞

- 原子力損害賠償紛争審査会において関係市町村から意見を聴取するなど、避難指示の解除が検討されている区域等の現状をしっかりと把握した上で、それぞれの地域の特別な状況や個別具体的な事情に応じて柔軟に対応し、生活や事業の再建のために必要な期間を確実に確保させること。

＜原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介＞

- 多くの被害者に共通する損害については、類型化による「指針」への反映によって確実、迅速に賠償がなされるべきものであることから、住民や地域、市町村に混乱を生じさせないように、審査会における審議を通し、賠償の対象となる損害の範囲を具体的かつ明瞭に「指針」として示すこと。

【松本副会長代理（町村会及び双葉地方町村会代表、楢葉町長）】

- 避難指示解除後の賠償が継続する「相当期間」について、子ども達の状況や農業、就業に関することなど悩みを持った方がたくさんいる。避難指示の解除後、1年で賠償が打ち切られるとされているが、個別の事情もあり、その先も不安はあるのでしっかり対応してほしい。

【結城副会長代理（JA副会長）】

- まだまだ福島県の農産物に対する風評被害が大きい。福島県産米が売れず在庫が残っているため、日本で一番安い価格で出荷しなければならなくなった。そのような価格では農家を続けることができず農業が崩壊してしまう。これらの賠償について、力強くお願いしたい。

【轡田副会長（商工会連合会会長）】

- 観光地の会津では大変な風評被害に遭っている。東電のトラブル等が報道されると旅館にキャンセルが出る状況が現在も続いており、特に教育旅行関係が多い。
- 営業損害における「のれん代」について、田舎ではほとんど「のれん」で商売するが、全然見てもらえない。お客さんがいないため、避難先で営業を再開しても「のれん」がゼロになってしまう。そこを見ていただかないと、事業を再開しても継続できない。

【山本政務官】

- 「相当期間」がどういったものになるのか。避難指示の解除後1年というのが今のところのルールであり、それが基本的なラインになると思うが、全員がそれでいいのかというと、やはり町村で事情も違うだろう。現場の声を出してもらい、それを大臣に伝え、みんなに「町に帰ってよかった」と思ってもらえるようにしたい。
- ADRについては、浪江町の事案について東京電力が今月25日に回答を行うと聞いており、どのような回答がなされるのか、正直我々もそれを見守っている。ADRが中立の立場で被害者の思いをきちんと受け止めて判断すると思うので、その判断を待っている状況である。
- 教育旅行について、「安全なので、気にせずに旅行に行ける場所だよ」という情報発信を一生懸命やっていかなければならないと思っている。

【会長代理（副知事）】

- まず田村市の都路地区の避難指示が解除され、今度は川内村が解除されるが、なかなか戻ってくる住民が少ない。例えば家を修理するにしても、公共事業でも入札不調が相次いでいるように、人件費や資材等が非常に上がっている。避難等指示区域では工務店等も避難していたり、事業を断念している方もいて、修理を頼んでもすぐにやってもらえない。「相当期間」が1年間と設定されているが、実際に修理や建て替えにはなかなか大変な時間と労力が必要で、1年間で本当にできるかというとなかなか難しい。しかも、価格がかなり上がっていることも総合的に考えてもらい、「相当期間」を弾力的に対応してもらいたい。

【山本政務官】

- 全員が一斉に建て直すので、来年の春に皆さんの家が完成しているのかといえば、そういう訳にはいかないだろう。タイムラグのところは制度的にもフォローされているので、しっかり対応させてもらう。

2 経済産業省(対応者 副大臣 高木陽介)

14:00～14:15 経済産業省本館11階副大臣室



【会長代理（副知事）】

- 特に4点を要望する。

＜住居確保に係る損害の賠償＞

- 被害者が生活再建の見通しを立てることができるよう、帰還、移住のいずれの場合においても、被害者一人一人の事情に応じた賠償が柔軟かつ迅速になされるようにすること。
- 賠償の対象となる費用や賠償額の算定方法等について、全ての被害者に分かりやすく丁寧に説明すること。

＜営業損害に係る賠償＞

- 避難指示区域内の商工業者の包括請求の期間が来年2月までとされていることから、被害者がそれぞれの将来設計に応じて事業を再建することができるよう、事業者や市町村等の意向を十分に反映した賠償を確実かつ迅速に行うとともに、避難指示解除後に帰還した際においても、被害者一人一人の実情に応じた賠償を行わせること。
- いわゆる「のれん代」やブランド価値、商圏の喪失等に伴う損害、転業、移転等のための追加的費用を含めた一括賠償等の対応も行わせること。

＜財物損害に係る賠償＞

- 山林や立木等の賠償基準を国が前面に出て早急に示し、賠償金の支払を速やかに開始させること。

＜除染等に係る賠償＞

- 個人や事業者が行う県内全域における財物の除染や検査の実施、それに伴う機器の購入などに要する費用について、確実、迅速に賠償がなされるよう、国が前面に立って明確な基準を早急に示し、賠償金の支払を迅速に行わせること。

【轡田副会長（商工会連合会会長）】

- 風評被害について、商工会連合会もJAも同様に厳しい状況が続いている。風評被害を取り除くことは当然だが、風評被害対策の費用についても賠償すること。

【結城副会長代理（JA副会長）】

- 風評被害はまだまだ続いている。風評被害で米が売れないと、後継者や担い手も農業を続けていくことができない。風評被害対策には万全を期して対応すること。

【松本副会長代理（町村会及び双葉地方町村会代表、楢葉町長）】

- 避難指示解除後の賠償について、地域の実情に応じて検討を進めること。

【高木副大臣】

- 今回の要望をしっかりと聴いて、東京電力に指示して賠償を進めていく。また、風評対策も含め、個別の問題についてもしっかりと取り組んでいきたい。

<住居確保に係る損害の賠償>

- 被害者の実情に応じて柔軟かつ迅速に賠償がなされるよう東京電力を指導する。
- 賠償額算定等は被害者によって異なるので、全ての被害者に丁寧に説明していかなければならない。被害者に対して、住居確保損害の賠償に係る説明会・相談会を、県と関係市町村と資源エネルギー庁が協力して9月15日のいわき市での開催を皮切りに他4回の開催を予定している。

<営業損害に係る賠償>

- 平成27年2月の包括請求期間終了後の賠償について、賠償方針が決まらないことには事業者も前に進むことができないので、平成27年3月以降の賠償基準をできるだけ早期に策定するよう東京電力に急がせる。また、事業者が事業を再開、継続するための支援策も必要と考えており、関係省庁と連携を図っていきたい。
- いわゆる「のれん代」やブランド価値、商圈喪失等に伴う損害等の賠償については、事業者の状況を踏まえながら検討していきたい。

<財物損害に係る賠償>

- 山林や立木の賠償について、今月中にも賠償方針を示すよう東京電力を指導したい。

<除染等に係る賠償>

- 東京電力の「新・総合特別事業計画」において除染特措法施行前の除染費用を賠償対象としているところだが、賠償基準を検討して、今月中の受付開始を目指したい。

＜その他の課題＞

- 他の課題についても、被災者の方々が安心できるようしっかりと取り組む。
10月1日に川内村の避難指示が一部解除されるが、被災者が戻ってきたときに、農業や漁業、商業の各事業者が自立できるよう国が全面に立って、県や関係市町村と協力してやっていきたい。

【会長代理（副知事）】

- 避難指示を解除するためには様々な支援策が必要である。田村市都路地区では避難指示解除後もなかなか住民は戻ってきていない。賠償、生活再建、事業再建と目配りをしないと避難指示を解除しても住民が戻らず、逆に風評被害につながってしまう。

【高木副大臣】

- 除染や雇用、教育等の各分野とも連携を密にして進めていきたい。復旧・復興・再生について、全体を見た上でそれぞれの分野のバックアップしていきたい。

3 復興庁(対応者 事務次官 原田保夫)

15:05～15:15 復興庁本庁6階事務次官室



【会長代理（副知事）】

- 特に次を要望する。

＜生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施＞

- 国の全責任の下で、迅速な賠償はもとより、住宅確保や就労の支援、事業再開や転業等のための支援、教育や医療、福祉サービス等の充実など、被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建策、住民帰還に向けた支援策を確実に実施すること。

【原田事務次官】

- 福島は地震災害と原発事故が重なり非常に大変な状況にある。今年の「福島復興の加速に向けて」の中でも、汚染水の問題、原発事故の収束の問題、賠償の問題、それから復旧・復興の問題について、国も前面に立って進めていかなければならないとしている。それまで個別の対応だったが、福島再生加速化交付金を作り、戻る方、当面戻らない方、新しいところで生活を始める方、それぞれの立場に立った支援ができるような仕組みを整えた。
- 事故収束の取組の中で避難地域の将来のビジョンを示すことも大切だと昨年閣議決定されているが、県や地元の市町村の協力を得なければできないので、一緒になって将来ビジョンを示し、必要な施策をこれからも講じていく。

【轡田副会長（商工会連合会会長）】

- 福島県全体への風評被害の問題がある。原発事故にあまり関わりのない会津地方でさえも、福島原発ということで風評被害で大変危機的な状況にあることから、復興庁でも力を入れてほしい。

【原田事務次官】

- 風評被害について現大臣も非常に心を痛めており、また、総理大臣の指示

もあり風評被害対策を強化した。まずは風評の元を絶つため、安全なものしか市場に出さないことを徹底することと、放射線問題についての正しい知識、情報をしっかりと世の中に伝えていかなければならない。

- 実際に生じている被害ができるだけ軽減されるよう、経済界とも協力していく。今朝の大臣と経団連幹部との懇談で、経団連として農産物の販売促進をやってもらったこととなった。

【結城副会長代理（JA副会長）】

- 風評被害によって福島県産米が全然売れず在庫になっている。そのため、全農から支払われる今年の概算金額が4,000円も下がり大変な状況。
- 風評被害対策として、今でも検査機器を使い検査しており、来年度も実施する。まだまだ風評被害が続くので、消費者が納得するまで、長期に対応してほしい。

【原田事務次官】

- 役所の仕事は期限を定めてやっているが、現実の問題として被害が生じている以上、期限を延長することは当然なので、関係省庁と連携をとりたい。

【松本副会長代理（町村会及び双葉地方町村会代表、楡葉町長）】

- 楡葉町は、帰町の時期の目安を27年度春以降と表明した。「生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施」に関し、町独自で復興計画を作っており、復興交付金等々でだいぶ迅速に対応できるようにしてもらったものの、もう少しスピード感を持った対処をしてほしい。
- コンパクトタウンや駅東側の開発において、面ではなく個所付けでやりたいところがある。その際、いろいろな関係でできない部分があったり、宅地造成時に復興交付金が使えない部分もあるので、柔軟に対処してもらいたい。

【会長代理（副知事）】

- 集中復興期間が平成27年度で終了し、財源の基金25兆円が切れる見通しとなっていることを一番心配している。宮城、岩手はある程度目途が立っているが、福島ではこれからどのぐらいかかるかさえも計算されていない状況なので、復興集中期間を延ばし、財源を確保してもらわないと復興が進まない。復興庁には集中復興期間の延長、財源措置の確保を含めて、よろしく願いしたい。

【原田事務次官】

- 集中復興期間は27年度までだが、復興期間自体は10年と設定しており、我々も27年度で復興が終わるとの認識は持っていない。財源のあり方も含めて、28年度以降も復興に支障がない形を考えていかなければならない。

4 東京電力(対応者 代表執行役副社長 石崎芳行ほか)
16:00～16:40 東京電力本館3階C会議室



【会長代理（副知事）】

- 主に7項目について要求する。

＜住居確保に係る損害の賠償＞

- 被害者が生活再建の見通しを立てることができるよう、帰還、移住のいずれの場合においても、被害者一人一人の事情に応じた賠償を柔軟かつ迅速に行うこと。
- 賠償の対象となる費用や賠償額の算定方法等について、全ての被害者に分かりやすく丁寧に説明すること。

＜営業損害に係る賠償＞

- 避難指示区域内の商工業者の包括請求の期間が来年2月までとされていることから、被害者がそれぞれの将来設計に応じて事業を再建することができるよう、事業者や市町村等の意向を十分に反映した賠償を確実かつ迅速に行うとともに、避難指示解除後に帰還した際においても、被害者一人一人の実情に応じた賠償を行うこと。
- いわゆる「のれん代」やブランド価値、商圈の喪失等に伴う損害、転業、移転等のための追加的費用を含めた一括賠償等の対応も行うこと。
- 移住先等で事業の再建を図るために必要となる農地や店舗、機械設備等の事業用資産の再取得に要する費用等について、確実に賠償を行うこと。

＜財物損害に係る賠償＞

- 山林や立木、個別評価による家財等の賠償基準を早急に示し、賠償金の支払を速やかに開始すること。

＜被害者の視点に立った親身・迅速な賠償＞

- 東京電力「福島復興本社」の機能強化はもとより、本県の実情や被害者の声をしっかりと把握した上で、誠意を持って迅速に賠償を行うとともに、「総合特別事業計画」に掲げられた「3つの誓い」を社員一人一人に厳守させる

こと。

- 賠償請求手続については、被害者の負担軽減のため一層の簡素化を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求をすることができるよう、賠償請求未了者への請求手続の周知と相談窓口等での誠意ある丁寧な対応を徹底して行うこと。

<原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介>

- 「原子力損害賠償紛争解決センター」が提示する「総括基準」や「和解仲介案」を原子力災害の原因者としての自覚を持って積極的に受け入れ、迅速に賠償を行うとともに、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続によらず直接請求によって、一律に対応すること。

<風評被害に係る賠償>

- 事業者の置かれている状況を十分に踏まえ、早期に事業を再建することができるよう、損害の範囲を幅広く捉え、被害者の立場に立った賠償を行うこと。

<除染等に係る賠償>

- 個人や事業者が行う県内全域における財物の除染や検査の実施、それに伴う機器の購入、放射性物質が付着した資材の使用等による除染が困難な構造物への対応などに要する費用について、明確な基準を早急に示し、確実、迅速に賠償を行うこと。
- 賠償請求の手続を開始するに当たっては、原子力発電所事故から相当の期間が経過していることも踏まえ、被害者に過大な負担を生じさせない簡素で分かりやすい仕組みにし、賠償金の支払を迅速に行うこと。

【東京電力 石崎副社長】

<住居確保に係る損害の賠償>

- 平成26年7月23日の基準の公表以降、請求書類等の発送を順次行っており、速やかに請求できるよう取り組んでいる。
- 原子力発電所事故発生時点に、「帰還困難区域」及び「大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域」（以下「移住を余儀なくされた区域」）に生活の本拠があった方については、原子力発電所事故発生時点の住居形態に応じ、移住先住居の再取得費用など移住・帰還先での新たな住居を確保するための費用を賠償することとしている。一方、移住を余儀なくされた区域以外の避難指示区域内に生活の本拠があった方についても、移住する合理的な事情として、「営業・就労」「医療・介護」「子どもの生活環境」等の状況を申告してもらうことで移住先住居の再取得費用など移住・帰



還先での新たな住居を確保するための費用を賠償する。

- また、帰還する方については、帰還に伴い従前の住居の管理不能に起因する建て替え・修繕が必要な状況を写真等とともに申告してもらうことで帰還先住居の建て替え・修繕費用を賠償する。
- 請求手続や賠償内容の説明についても、説明会や相談窓口、戸別訪問を実施するなど、きめ細かく対応するよう心掛けたい。

なお、賠償内容の説明について、平成26年9月15日に福島県等の主催により、いわき市文化センターで説明会が開催され、東京電力も参加する。福島県からはいわき・福島・郡山・会津若松での追加開催の話を受けているほか、各補償相談センターでも適宜相談会を実施している。

<営業損害に係る賠償>

- 避難指示区域内で事業を営まれていた商工業者の避難等に伴う営業損害について、包括払いの対象期間として平成27年2月末を一旦の区切りとしているところ。その後の取扱いについては、具体的な商工業者の状況を確認した上で速やかに詳細を検討し、別途示す。なお、検討に当たっては、国等の指導も受けながら被害者の実情を十分にお聴きしたい。
- 「のれん代」等の賠償に関して、いわゆる「のれん代」のうち、企業会計での賃借対照表に計上されている無形固定資産は減価償却されており、その一部として賠償している。賃借対照表に計上されない無形の「のれん代」やブランド価値、商圈での営業権は企業の将来の利益となる無形の価値であり、それらの喪失による損失は利益の減少額として実現するので、原則、利益減少額への賠償である逸失利益として賠償対象としているものと考えている。避難指示区域における倒産・廃業に係る賠償と合わせ、長期的なブランド価値等の減少や転業・転職等に向けた追加的費用の取扱いについても検討したい。
- 移転先等で営業・営農を再開するために負担を余儀なくされた追加的費用は必要かつ合理的な範囲で賠償対象としているが、移転先等での農地や店舗、機械設備等の事業用資産を新規で取得するための費用は対象外としているので、御理解願いたい。
- 具体的に賠償対象となる追加的費用は次のとおり。
 - ・ 避難先で営業していた事業者に係る原状回復費用や元の事業所への移転費用
 - ・ 従前の商圈及び取引先に対し、従前実施していた方法により事業再開を周知するための通知費用
 - ・ 事故発生時点で使用していた事業用資産の取外し・据付費用や耕作地等を耕作可能な状態にするための委託費用や整地・土壌改良費用等
- 財物賠償の対象となる償却資産に発生した修復費用についても、修復費用の実費額が財物賠償での賠償金額を超過した場合には、当該財物の時価相当

額の範囲内で超過部分を賠償対象とさせてもらう。

＜財物損害に係る賠償＞

- 山林や立木の賠償については、本日の要望及び国からの指摘等を踏まえ、今月中（平成26年9月）に賠償方針を示す。
- 家財の個別評価による賠償については、早期の受付開始を目指して準備を進めており、もう少しお待ちいただきたい。

＜被害者の視点に立った親身・迅速な賠償＞

- 平成26年7月に、経験豊富なベテラン管理職を福島へ専任配置するとともに、自治体ごとに責任担当者を割り当てる等、現地の体制を一層強化した。また、「指針」等に示されていない内容であっても、個別の事情を聴いて相当因果関係が認められる損害については適切に対応しているところであり、組織体制見直し等を通じてより一層柔軟な対応を図るとともに、「3つの誓い」を遵守し、引き続き、親身・親切的な賠償に取り組んでいく。
- 請求手続については請求者の意見等を踏まえ、請求書類の簡素化や証憑収集の効率化などに取り組んでおり、引き続き、負担軽減につながるよう努めていく。なお、本賠償の請求が済んでいない請求者には、関係自治体の協力を受けながらダイレクトメールの送付や架電、個別訪問を実施している。仮払いを含め一度も請求をしていない方についても、関係自治体の協力を受けながら、順次請求の案内を実施している。

＜原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介＞

- 「新・総合特別事業計画」に掲げているとおり、原子力紛争審査会の指針の考え方を踏まえ、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重するのが基本なので、個別事案の迅速な解決に向けて、引き続き取り組んでいく。
- 原子力損害賠償紛争解決センターでの和解案件は、被害者の個別の事情を聴いて合意したものであり、本賠償の基準としてそのまま適用することは難しいと考えているが、平成26年1月17日にお知らせした「避難生活等による精神的損害（要介護者さま等への増額）に係る賠償」については、これまでの紛争解決センターの和解事例を踏まえ客観的な証明書類等により一律的に支払うための類型化の準備が整ったことから、本賠償の基準として適用することとした。
- 紛争解決センターの総括基準や和解事例等を参考に親身・親切的な賠償に取り組んでいきたい。

＜風評被害に係る賠償＞

- 風評被害の原因や背景は請求者により様々であるため、個別に事情を詳しく聴いた上で、迅速かつ適切に対応する。

＜除染等に係る賠償＞

- 原則として、除染は国や地方公共団体等が除染特措法に基づき実施するこ

ととなっているが、「新・総合特別事業計画」にも記載したとおり、除染特措法施行前に実施した除染作業に係る費用等に加え、除染特措法施行後の一定期間に実施した除染の費用についても賠償対象とする方向で検討している。本日の要望等を踏まえ、今月中（平成26年9月）に賠償方針を示す。

- また、個人が実施した除染作業に係る賠償については、要望を踏まえ一定の地域に生活の本拠があった方については、除染作業を実施した合理性の確認を省略する等、事情に応じた柔軟な対応により賠償する。

【轡田副会長（商工会連合会会長）】

＜営業損害に係る賠償＞

- 「のれん代」等の喪失に係る賠償について、例えば、花屋や魚屋は地域密着型の商売であるため、避難先で事業を再開しても商売にならない。避難前は、花屋は結婚式場や斎場に卸していたり、魚屋は学校給食に卸していた。「のれん代」についても賠償の対象とすること。
- 「特別の努力」の適用について、事業を再開しても利益が出ない中で、賠償金をつぎ込んで事業を行っている事業者もいる。全ての賠償期間で「特別の努力」を認め、収益を賠償金から控除しないこと。

＜風評被害に係る賠償＞

- 風評被害が一番の問題であり、汚染水が漏れたと報道されると会津地方の観光業にも影響が出てしまう。1日でも風評被害がなくなれば、東京電力にとってもプラスなので、自治体や商工会、JA等が実施している風評被害対策の費用についても賠償対象とすること。

【結城副会長代理（JA副会長）】

- 自治体等と協力して風評被害の払拭に向けて取り組んでいるが、いまだに本県の米や畜産に対する風評被害が取り払われていないのが現実である。がれき撤去に際し放射性物質が飛散した、汚染水が漏れたと報道されると、いくら本気で風評被害払拭に取り組んでも、風評被害が続いてしまう。
- 平成25年産米の民間在庫において福島県産米が一番残っており、平成26年産米の概算金は前年より4,000円も低い価格を設定しなければならない状況となった。そうすると生産費にもならず担い手の育成や後継者の確保も難しくなってしまう。東京電力は放射性物質の飛散防止等に取り組み、しっかりと賠償も行うこと。

【松本副会長代理（町村会及び双葉地方町村会代表、楢葉町長）】

- 全ての被害者が確実に賠償請求することができるように損害の範囲を幅広く捉えて、被害の実態に見合った賠償と個別具体的な事情による損害にも誠意を持って対応すること。

- 「住居確保に係る損害の賠償」は被害者の生活再建の上で大変重要なので、さらなる周知徹底を行うとともに、全ての被害者が十分に理解して請求できるよう全国各地で説明の機会を設けること。
- 檜葉町は平成27年春以降の避難指示解除を目標に、町の存続を懸けて復旧・復興に取り組んでいる。廃炉作業等における双葉郡全体の復興の拠点という位置づけとなるよう考えているので、東京電力が対応できる内容については、迅速に対応すること。

【小松副会長代理（市長会常務理事兼事務局長）】

＜地方公共団体に係る賠償＞

- 学校給食や食品の自主検査費用等の賠償対象期間が限定されているが、期間を限定することなく全てを賠償すること。また、風評被害に係る賠償について、各自治体が風評被害対策として行っている情報発信等の費用の全てを賠償の対象とすること。
- 税収の減少分について、入湯税等の目的税の減収分を早期に支払うとともに、固定資産税を含め普通税の減収分も賠償の対象とすること。

【東京電力 小河原福島補償相談センター所長】

＜営業損害に係る賠償＞

- 「のれん代」等の喪失に係る賠償について、短期的な利益の減少分を賠償しているが、長期的な部分の「のれん代」やブランド価値の喪失等による利益の減少分に係る賠償の取扱いについては今後検討したい。
- 「特別の努力」については、平成24年3月から包括請求期間終了まで適用されている。原則として、営業損害は減少した利益が賠償対象となるものであり、対象期間については現在の取扱いで御理解いただきたい。

＜風評被害に係る賠償＞

- 風評被害への賠償はしっかりとやっているが、風評被害対策のための費用の賠償についても、今後個別に事情をよく聴いて対応したい。風評被害対策として、東京電力の食堂において福島県産の農産物を扱う努力はしているが、なかなか難しい問題であり、別途相談させてもらいたい。
- 放射性物質の飛散防止対策についてもしっかりとやっていきたい

＜住居確保に係る損害の賠償＞

- 県等が主催する説明会に東京電力も参加することになっているが、県内の補償相談センターでも地元自治体と協力して説明会を開催している。今後も、賠償が漏れることがないようにきめ細かな対応をしていく。

＜地方公共団体に係る賠償＞

- 各自治体の担当責任者を決め、頻度を増やして訪問しているところ。各自治体の請求内容を確認しているところであり、事情をよく聴き、支払えるも

のから支払いたい。

【結城副会長代理（JA副会長）】

- 風評被害対策として、東京等で農産物を販売するときに手伝ってもらえるのか。

【東京電力 石崎副社長】

- 風評被害払拭のためにできることは何でもやる。福島県内の活動だけでなく関東でも協力させていただくので、個別に相談させてほしい。
- 今後、福島第一原子力発電所1号機のカバーの取り外し、がれき撤去作業等により、風評被害、実害を含めて迷惑をかけることがあれば責任はしっかりと果たしていく。廃炉作業を進めていくことが、風評被害の払拭につながるものと考えているので理解願いたい。
- 双葉郡における楡葉町の位置付けは十分理解している。浜通りが復興するためにできることは何でもやるので、具体的に県や各自治体と相談させてほしい。

【会長代理（副知事）】

- 本日で原子力発電所の事故から3年半が経った。言葉では言うのは簡単だが、実際に避難されている方々にとっては長い年月である。小さな仮設住宅で苦しみながら生活している3年半は、我々一般人の3年半よりも何倍も長く感じるもの。
- 放射能に対する健康不安や風評被害が根強く残っている状況の中で、県民は将来への大きな不安を抱えながら、復旧、復興に向けて懸命に取り組んでいる。1日も早い生活や事業の再建が求められている。
- 東京電力は本県の実情や被害者の声をしっかりと受け止め、被害者が納得できるまで賠償にしっかりと取り組むこと。また、言葉ではなく実績として示すこと、誠意を持って対応することを強く要求する。

(以 上)